

平成20年5月27日

第6回設計コンサルタント業務等成果の向上に関する懇談会

資料 3 - 2

建設コンサルタント業務等における 「再委託」の実態調査と改善方策の検討

契約書、共通仕様書における「再委託」の定義

建設コンサルタント業務等における「再委託」に関する解釈

【土木設計業務等委託契約書 第7条 一括再委託等の禁止】

- 乙は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはいけない。
- 乙は、前項の主たる部分のほか、甲が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、**甲の承諾を得なければならない。**ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。
- 甲は、乙に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

【設計業務等共通仕様書 1127条 再委託】

- 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、**次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。**
 - 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
 - 解析業務における手法の決定及び技術的判断
- 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理、模型製作などの**簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。**

【再委託のイメージ図】

再委託できない	再委託できる	
主たる部分 契約書第7条、共通仕様書1127条に明記 (又は特記仕様書に明記)	発注者の承諾が必要	発注者の承諾が不必要 軽微な部分(契約書第7条)
	明記無し	特記仕様書に明記 簡易な業務(共通仕様書1127条2)に明記

下請け設計者の証言

下請け設計者たちの悲鳴が、あちこちから上がっている。「最低限の労働単価に見合う報酬すら得られなくなった」「図面に我々の名前を明示してほしい」。現場の実態を知る彼らの言葉に耳を傾けることから土木設計の再生は始まる。

もう下請けだけではやっていけない。会社を閉めよう……。東北地方で下請けの建設コンサルタントを経営するAさんはこう考えた。

Aさんは学校を卒業後に東京都内の中堅建設コンサルタントに勤務。主に橋の下部工の設計を担当してきた。約20年前に故郷に戻って会社を設立。下請けの方が様々な仕事ができるし、技術力も磨くことができると考えて建設コンサルタントの下請けに徹することにした。

図面1枚が1万円に

設立当初の年間売り上げは2000万円と会社は順調に滑り出した。

1995年ごろまでは配筋図の受注単価はA1サイズで1枚3万円。請求すれば、請求額通りに支払ってくれた。

ところが2000年代に入ると状況が一変した。受注単価はよくて2万円に下ががり、さらに最近は単価があってないようなものも。「一式扱いで、計算してみると1枚の単価が1万円ということもあった。仕上げられる図面は1日に1枚程度。これでは売り上げペースで1か月に20万円程度にしかならない」(Aさん)。

同時期にこの地方では、東京などから進出してきたコンサルタントの撤退やリストラが目立ち始めた。県内の大手も受注量が減少し、下請け

も激しいたたき合いの状態になった。Aさんの会社のスタッフは売り上げに応じて2人に減ったり3人になったりと安定しない。「会社を閉めよう」と考えたのは、そのころのことだ。

辛うじて経営を続けられたのは、数年前からある公営企業の仕事を直接、受注できるようになったから。現在は売り上げ2000万円のうち約8割がこの会社の仕事になり、2人の社員を派遣している。設備関係の管理データなどの膨大な資料をファイル化して、整理する業務を担当する。

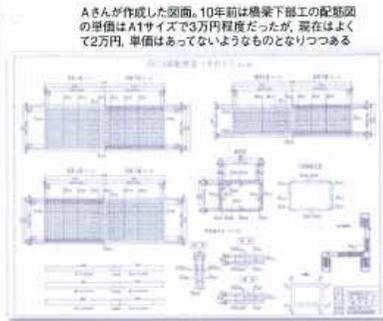
「公共工事の下請けは、今後も回復は期待できない。ここに頼っている会社は、倒産したり、事務所を閉めた



Aさん
東北では東京から進出してきたコンサルタントが撤退。リストも目立つようになり始めた。県内大手も受注量が減少して、下請けはたたき合いの状態になっている。公共工事の下請けは、今後も回復は期待できない。倒産する会社は増える一方だと思おう

公共工事の下請けは
今後も回復が期待できない

創業●1985年
創業の経緯●建設コンサルタントから独立
社員数●4人(うち一人はパートタイマー)
仕事内容●現在は売上2000万円のうち公営企業の仕事が80%、残りが建設コンサルタントからの下請け
売上●2000万円
一人当たり売上●500万円
受注単価●A1図面で2万円程度。計算すると1枚の単価が1万円ということもある
*お得意様が少なくなる会社の懸念



Aさんが作成した図面。10年前は橋梁下部工の配筋図の単価はA1サイズで3万円程度だったが、現在はよくて2万円、単価はあってないようなものもなりつつある

《再委託業者の悲鳴》

最低限の労働単価に見合う報酬すら得られなくなった。
図面に我々の名前を明示して欲しい。 など

特集●劣化する設計

Bさん

ここ2年間で働き盛りの技術社員が4人も辞めた。労働時間に見合う正当な対価を得られないうえに、やりがいもないという理由だ。うち3人は土木業界を去り、自動車メーカーに転職した。下請け設計では感謝もされないし、ものを造った充実感も得られないことが問題だ

表に名前が出ない下請けで
いかにやりがいを得るかが問題だ

創業●1983年
創業の経緯●建設会社から独立
社員数●20人
仕事内容●ほとんどが下請け。施工計画と詳細設計を請け負う
売上●4億8000万円
一人当たり売上●1600万円
受注単価●施工計画の場合「50万円しか予算がないから」と押し値でくることが多かった

Cさん

建設コンサルタントから受ける仕事は「あれをやれ、これをやれ」と注文ばかり多くてもうからない。施工技術がわかっていないので、発注者に説明するために不要な資料作りをやらされ、その費用はみてくれない。よい点を取りたいがための過剰なサービスが目に余る

創業●1994年
創業の経緯●機軸メーカーから独立
社員数●20人
仕事内容●95%が下請けでPC橋の上下部の詳細設計やコンクリートの特殊解析など
売上●約2億円
一人当たり売上●1000万円
受注単価●下請けへの支払いが予定価格上の単価の3分の1程度まで下がっている

りするところが増える一方だと思う」(Aさん)。最近では、台湾や中国の会社から「図面作成を請け負います」との電子メールが来る。単価はA1サイズ1枚を5000円から6000円で請け負うと書いてある。

土木を見切り自動車メーカーへ

Bさんは下請けコンサルタントの

管理職だ。建設会社から独立した下請けコンサルタントで、施工計画や耐震設計を得意として年間4億8000万円を売り上げる。そんなBさんの会社では、ここ2年間で30歳代の技術社員が4人も辞めた。うち3人は土木の世界に見切りを付けて、自動車メーカーに転職した。

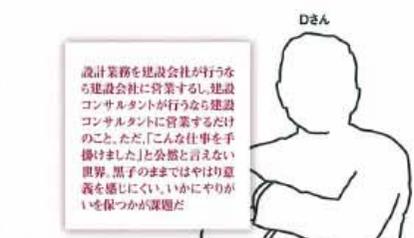
4人が辞めて、総勢30人で仕事を切り盛りしている。新規採用が思うようにいかず、辞めた分だけ社員が

減って忙しさに拍車をかける。昨年から急に仕事が増えたという実感もある。橋の上下部の施工計画を年間に20～30件こなしており、しかも受注価格が下がっている。

元請けコンサルタントに対して3年前の単価より20%ほど引き下げた価格で見積もりを出すのが、50万円しか予算がないからこれで頼むと、指し値で言われるようなことが多くなった。あまりにひどいと断るが、断



地方では建設会社から下請けコンサルタントが調査の仕事依頼されることもある。1週間程度の作業で20万～30万円だ (写真提供)



Dさん
設計業務を建設会社が行うなら建設会社に営業するし、建設コンサルタントが行うなら建設コンサルタントに営業するだけのこと。ただ、「こんな仕事を手探けました」と公衆と言えない世界。黒子のままではやはり意義を感じにくい。いかにやりがいを保つかが課題だ

創業●1985年
創業の経緯●建設コンサルタントから独立
社員数●9人
仕事内容●85～97%は下請け。道路、河川、下水道のコンクリート構造体の詳細設計に特化している
売上●11億円
一人当たり売上●1200万円
受注単価●橋門、積算の場合で構造計算一式12万円、配筋図1枚1万5000円などの単価を決めている

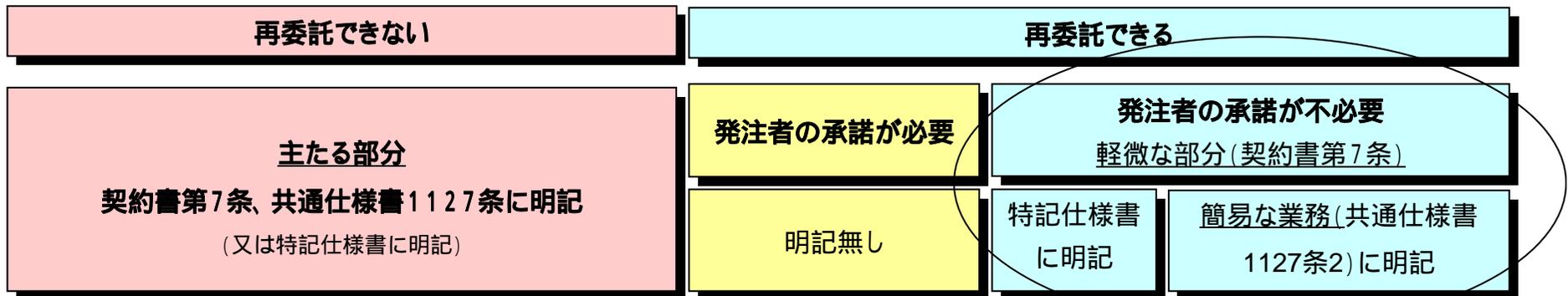
「再委託」の制度上の課題

「再委託」の制度上の課題

【課題】

再委託の実態として、「再委託できない主たる部分」「発注者の承諾を必要とする部分」「発注者の承諾を必要としない軽微な部分」が設計図書において不明確になっている。
また、「発注者の承諾を必要とする部分」において、受注者の申請に任されており、**きちんと承諾を得ているか、どのような内容が再委託されているか**把握できていない。
再委託には上限値制限が無く、受注者の能力を評価して選定したのに実際には大部分を他の者が行う場合がある。

【再委託のイメージ図】



拡大解釈されやすい

「再委託」の課題の解決

現状の業務実施体制を踏まえた上で、再委託できる範囲と条件を明示し、
発注者が業務実施体制を適切に把握する方法や上限値設定のあり方について議論が必要

「再委託」の業務実態上の課題

【業務実態上の課題】

《実際の業務執行体制が不明確》

発注者は、申請された体制しか把握できず実際の業務執行体制を把握できていない。

再委託の承諾のあるべき姿すら検討できない。

受注者は、再委託する業務が承諾されるかどうか不明確であるため、成果の品質確保と向上を図ることを目的として、専門業者への再委託を行いたくても承諾の申請をしにくい(又は再委託を諦める)。

結果として品質低下につながる可能性がある。

《品質確保》

瑕疵等があった場合の原因の所在を明確化することができない

《適正なフィー》

低価格入札などにおいて、再委託業者への不当なフィーの圧縮が想定される。

《業界の活性化》

再委託の業務実績が顕在化しない

再委託先業者にとって資格取得のための再委託業務の実績蓄積ができず、モチベーションがさがる。

【論点】

論点1 承諾すべき再委託の申請の正常化

論点2 再委託させて良い業務の範囲

論点3 再委託先の妥当性(品質確保の視点)

問題意識と国土交通省及び(社)建設コンサルタンツ協会による再委託調査

【問題意識】

1. 再委託の実態と問題点がつかめていない

● 現行制度では、当該業務の「主たる部分」を元請が行うものとしているが、実際には、発注者の承諾不要な業務として再委託されているという指摘があり、実態の把握がなされておらず、最適な体制で業務がなされているかどうかの判断が出来ない。

【共通仕様書1126条 再委託】

1 契約書第7条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することは出来ない。

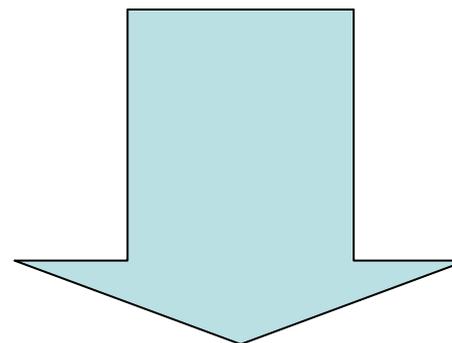
- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断。
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断。

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、模型製作などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

【改善の方向性】

方針1. 再委託の問題点の把握、改善方策の検討

● 再委託の実態を調査・把握して、品質確保の観点から、必要な改善方策を検討する。



平成18年度発注業務において、以下の通り再委託の調査を行う。

調査1

- 1 実施主体： 国土交通省関東地方整備局
- 2 対象業務： 平成18年度関東地方整備局発注の詳細設計業務273件(予定価格1000万円以上)
- 3 調査の方法： 再委託の承諾を行ったものの割合、内容を調査

調査2

- 1 実施主体： (社)建設コンサルタンツ協会
- 2 対象業務： 平成18年度国土交通省直轄発注の詳細設計業務等7業種より、50件程度抽出
- 3 調査の方法： 調査票を作成し、自前業務と再委託業務を分類
再委託先について、委託額及び再委託を行った理由、再委託の内容を整理
必要に応じ、委託先を企業規模、会社概要、創業経緯、資格者数等別に分析

調査1 発注者が把握する再委託の承諾状況

【調査概要】

関東地方整備局の平成18年度業務

対象業務:土木関係の建設コンサルタント業務の内、全て或いは主たる業務が詳細設計であり、予定価格が1,000万円以上の業務

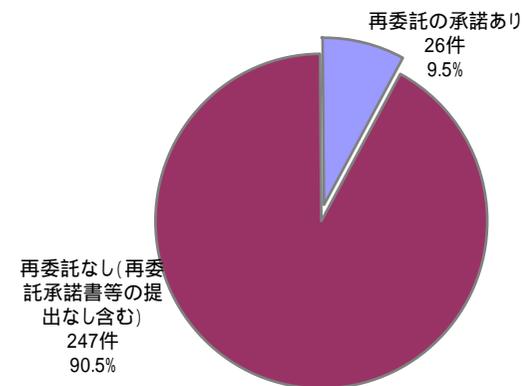
【調査結果】

対象業務:273件

再委託をしている業務:26件

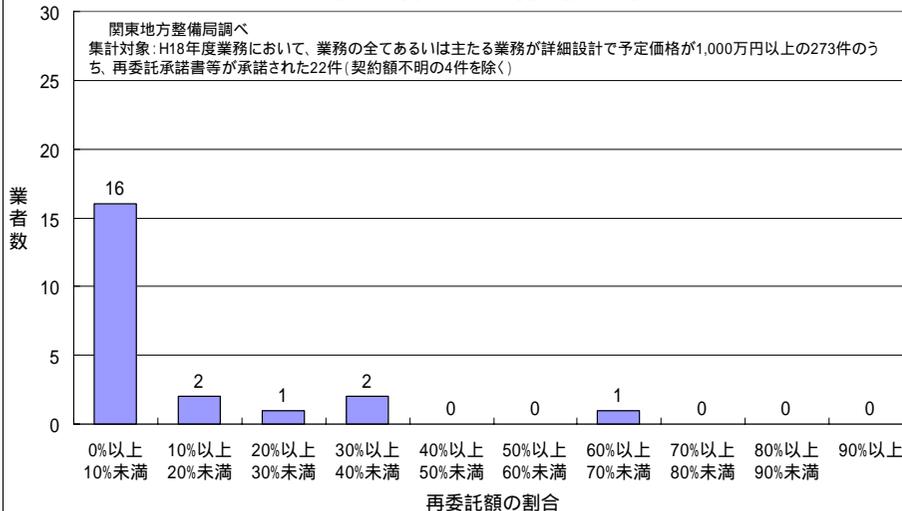
詳細設計業務において、受注者から再委託承諾書等が提出され、**発注者に承諾されたのは、全体の9.5%**にとどまっております。実態の業務実施体制は十分に把握できていない。再委託している作業項目は「測量」、「地質調査」、「その他(交通量調査等)」の外部作業に限定されている。

設計業務における再委託の状況

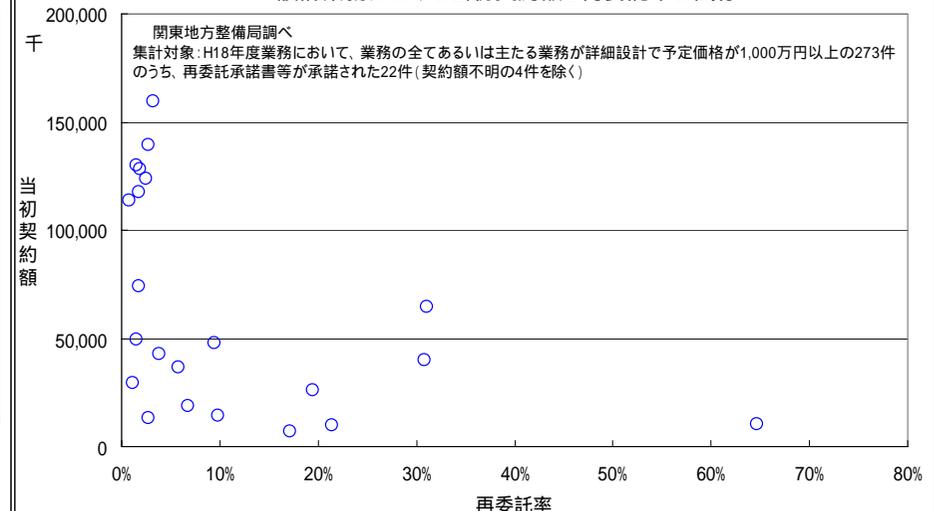


関東地方整備局調べ
(H18年度業務において、業務の全てあるいは主たる業務が詳細設計で予定価格が1,000万円以上の273件)

設計業務における再委託額の割合



設計業務における当初契約額と再委託率の関係



調査2 建設コンサルタント業務等の再委託に関する調査概要及び結果

《一次調査》

再委託の実態を把握するため、業務区分ごとに再委託のボリュームを調査する。

1. 実施主体 : (社)建設コンサルタンツ協会(国土交通省による依頼)
2. 対象業務 : 国土交通省直轄発注の詳細設計業務から50件程度抽出
(橋梁、 道路、 一般構造物、 共同溝、 山岳トンネル、
護岸、 樋門)
3. 調査方法 : 積算基準等を元に業務区分を細分化した調査票を作成し、
自前業務と再委託業務を分類
再委託の状況、再委託額等を調査
4. 調査の時期 : 平成19年8月

【調査の回収数】

	橋梁	道路	一般 構造物	共同溝	山岳 トンネル	護岸	樋門・ 樋管	合計
回収数	15	9	8	4	5	11	7	57

【調査結果の概要】

元請業者による直営業務は、おおむね「設計計画」「照査」「方針指示」「概略の設計及び計算」「報告書作成」という結果となった。

再委託業務は、方針指示に従った「設計計算」「設計図作成」「数量計算」「付属物設計」「施工計画」「測量」「地質調査」という結果となった。

再委託額は、受注額の2～4割程度であった。

論点1 承諾すべき再委託の申請の正常化

再委託について厳格に確認するため

承諾の不要な軽微な部分が受注者に拡大解釈されないよう、軽微な部分の定義を限定的な表現に改める。

これにより、これまで「解釈の違い」であったものが、提出義務となり、出さなかった場合に契約違反となるため指名停止等の措置の対象となる。

再委託できない	再委託できる	
<p style="text-align: center;">主たる部分</p> <p style="text-align: center;">契約書第7条1・2、共通仕様書1127条1に明記 (又は特記仕様書に記載)</p>	<p style="text-align: center;">発注者の承諾が必要 契約書第7条3</p>	<p style="text-align: center;">発注者の承諾が不必要 軽微な部分(契約書第7条3)</p>
	<p style="text-align: center;">明記無し</p>	<p style="text-align: center;">特記仕様書 に明記</p>
		<p style="text-align: center;">簡易な業務(共通仕様書 1127条2)に明記</p>

軽微な部分の定義を限定的な表現に改める

【土木設計業務等委託契約書 第7条 一括再委託等の禁止】(改定案)

現地作業など、業務特性により、管理技術者の下、一体として行う業務等については特記仕様書で規定。

3 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。ただし、甲が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 甲は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として契約額の3分の1以内で業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと甲が認めたときは、この限りではない。

【設計業務等共通仕様書 1127条 再委託】(改正案)

2. 受注者は、コピー、~~ワープロ~~、印刷、製本、~~計算処理~~、~~トレース~~、~~資料整理~~、~~模型製作~~などの、**資料の収集・要約**といった簡易な業務**その他特記仕様書に示す業務**の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

【特記仕様書に必要に応じて明記(限定的)】(改正案)

- ・委員会運営に当たっての会場設営及び速記録の作成
- ・翻訳
- ・トレース
- ・模型製作
- ・計算処理(単純な電算処理に限る)
- ・データ入力
- ・アンケート票の配布、収集、単純集計

論点2 再委託させて良い業務の範囲

	再委託できない	再委託できる			
	主たる部分 契約書第7条、共通仕様書1127条に明記	発注者の承諾が必要	発注者の承諾が不必要		
計画準備・ 現地踏査	業務の総合的企画、業務計画書作成、現地踏査	個別の企画の案の作成作業 等		特記仕様書に明記 委員会の会場設営・速記、翻訳、トレース、模型製作、計算処理(単純電算処理)、データ入力、アンケート票の配布・収集・単純集計	簡易な業務 共通仕様書1127条に明記 コピー 印刷 製本 資料の収集・要約
	業務の実施手法の比較検討及び決定	比較手法案の作成作業 等			
業務遂行管理	業務遂行管理	-			
調査業務	調査業務の手法の比較検討及び決定 (現地調査位置の決定等を含む)	比較手法案の作成作業 等			
	調査業務に係る技術的判断	調査作業(資料収集・整理・分析を含む) 手法比較検討案の作成作業 等			
設計業務等	設計業務等の手法の比較検討及び決定 (構造計算のパラメーターの決定等を含む)	左記における決定・判断に基づく、設計計画における 個々の比較案の計算・作図作業、設計計算作業、 作図作業、数量計算作業及び施工計画における 作図・数量計算作業 等			
	設計業務等に係る技術的判断	設計に付随する測量・地質調査業務の作業実施 等			
解析業務	解析業務の手法の比較検討及び決定 (計算処理のパラメーターの決定等を含む)	比較手法案の作成作業 等			
	解析業務に係る技術的判断	解析作業(計算処理、データ入力・プログラミングを含む) 手法比較検討案の作成作業 等			
説明資料作成	説明資料の作成方針の決定や技術的判断	方針や判断に基づく資料作成作業			
報告書作成・照査	報告書の作成方針の決定や技術的判断	方針や判断に基づく報告書作成作業			

論点2 再委託させて良い業務の範囲（設計業務の場合の例）

再委託できない部分 (業務の主たる部分)	再委託できる部分 (発注者の承諾が必要)
設計計画における全体実施方針の決定、構造形式や設計細部事項の比較検討のための方針決定と検討作業の指示、結果の技術的判断	左記の方針決定に基づく設計計画における個々の比較案の計算・作図作業
設計計算における方針決定、設計条件、パラメータの確定、計算手法と計算モデルの決定、設計計算結果に対する技術的判断、照査	左記の決定・判断に基づく設計計算作業
設計図における方針決定、設計条件及び細部条件等の指示、方針決定に対し重要な要素となる図面の作成(平面図、縦断図、一般図等)、技術的判断、照査	左記の決定・判断に基づく作図作業
数量計算における方針決定、使用材料規格等の決定、技術的判断、照査	左記の決定・判断に基づく数量計算作業
施工計画における方針決定、施工条件の確定、施工法・施工順序等の比較検討のための方針決定と検討作業の指示、技術的判断、全体工程計画表の作成	左記の決定・判断に基づく施工計画における作図・数量計算作業
設計に付随する測量・地質調査等の調査位置・範囲及び仕様の決定	設計に付随する測量・地質調査の作業実施等

論点3 再委託先の妥当性(品質確保の視点)

《追加調査》

再委託の実態をより詳細に把握するため、再委託先の企業情報を調査する。

再委託先に関するアンケート結果

全22社、82件についての回答

再委託先A:社員数15名以上

再委託先B:社員数5名以上15名未満

再委託先C:社員数5名未満

《調査内容》

再委託先について再委託先の分類(上記企業規模)と会社概要(設立(経験年数)、創業経緯、社員数、主な業務分野、仕事の内容、有資格者等)を提出、分析

【経験】

CからAへ規模が大きくなるほど、経験が長い傾向

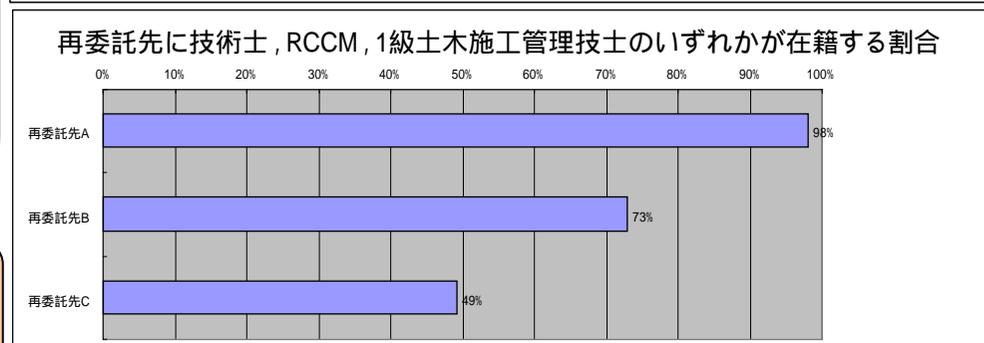
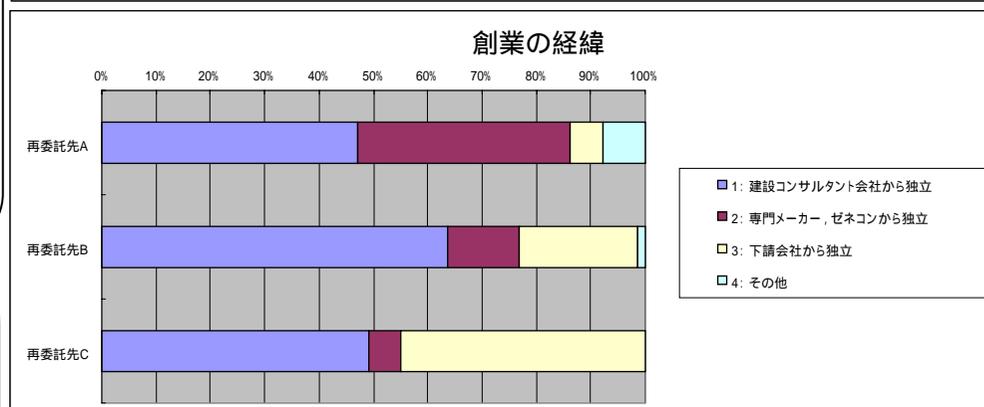
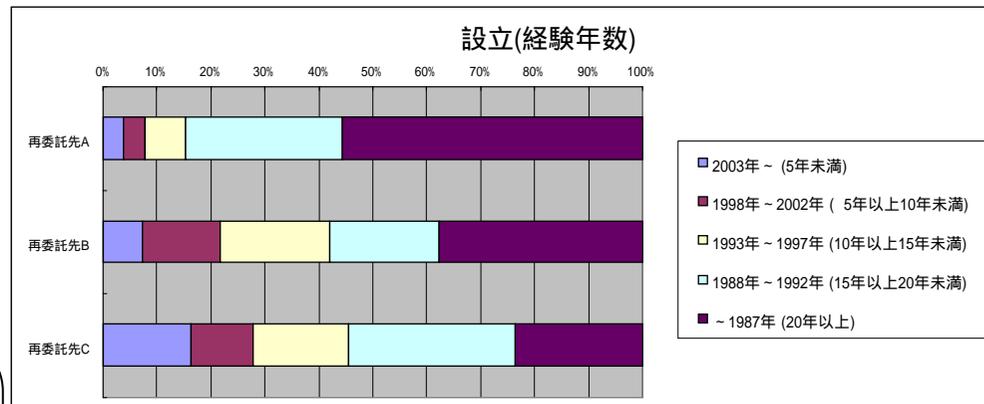
Cでも、7割以上が10年以上の会社

Cは、何らかの建設関係経験から独立、経験あり。

【資格】 Cでも約半分は資格あり



現在の選定においては、特に問題は見あたらない
承諾の充実が必要



《元請会社が下請会社を選定する基準の一例》

経営状況（経理上のチェック）

実績・経験

ヒアリング

過去の評価（レスポンス・納期・成果）

会社によっては成績も加味

《選定の傾向》

業務の确实性を重点的にチェックしており、資格の有無は重視していない。

資格より仕事内容、実績により選定（資格は結果としてついてくる）

新規の会社は少額から契約、経験・実績を確認の上、本格採用している。

再委託先が海外企業であっても選定のスタンスは同じ。

《見直しの方向性》

再委託先名及び担当者名を申請させて業務分担を明確化するとともに、上述の視点による選定が确实になされているか確認できるよう、承諾時の申請項目を精査。

論点3 再委託先の妥当性(品質確保の視点)

現 状

改善案のイメージ

別記様式第3(第4)

平成 年 月 日

再委託(変更等)承諾申請書

支出負担行為担当官
〇〇〇〇 殿

受託者 住所
氏 名 印

平成 年 月 日付けの「業務契約」
(契約金額 〇〇〇〇円、税込み)に関して、下記の通り申請するので、手続き
方お願いします。

記

1. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務及びその範囲(具体的に記載すること)
2. 再委託の(変更等)承諾を申請する必要性(具体的に記載すること)
3. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約(予定)金額(総計)
4. 再委託の(変更等)承諾を申請する業務の契約金額の根拠
 - ・業務の再委託に關し、当該業務の履行(予定)者から、入札書・見積書を徴収した結果(この場合、その「写し」を添付)
 - ・継続的な履行関係が存在する(この場合、その証明書(契約書、協定書)の「写し」を添付)
5. その他特記事項

平成 年 月 日

受託者氏名 殿

平成 年 月 日付けで申請のあった上記については、承諾したので、その旨
通知する。なお、承諾内容等に変更等を生じる場合は、あらかじめ協議すること。
また、当該承諾内容等の履行については、次のことを承諾の条件とする。

- ①受託者は、再委託の相手方に対し業務の適正な履行を求めること。
- ②受託者は、再委託業務に係る契約書、請求書、領収書などの書類を提出させた場合は、適切に保管し、事後において履行の確認ができるように徹底すること。
- ③受託者は、委託者(支出負担行為担当官等)からの求めに応じ、②の書類の写しを提出すること。

支出負担行為担当官 〇〇〇〇 印

支出負担行為担当官 殿

受託者
住所
名称
コンサルタント株式会社

再委託(変更等)承諾申請書

「業務委託契約」(契約金額 円、税込み)に関して、
以下のとおり業務の一部を再委託いたしたく、契約書第7条第3項に基づき申請
するので、手続き方お願いします。

項目	申請内容
再委託予定者の 住所 名称 氏名	〒000-0000 県 市 町 - 株式会社
再委託予定者の 設立年月及び経緯	昭和 年 月設立 昭和50年に コンサルタントに入社し、道路設計に従 事した。 平成2年に独立して 株式会社を設立、主に道路詳細設 計の再委託業務を行ってきた。 業務経験30年。
再委託する 業務の内容	上記業務の小構造物設計計算、図面作成(平面図、縦断 図、横断図、小構造物詳細図)および数量計算
再委託する業務の 契約金額(予定) (見積書を添付)	千円(契約金額に対する比率 %)
再委託する必要性 及び再委託予定者を 選定した理由	(再委託する必要性) 小構造物設計計算、図面作成を再委託することで、業 務の効率化を図り、工期短縮に努めるため再委託する。 (再委託予定者を選定した理由) 株式会社は、平成10年より弊社の道路設計業務の 図面作成、数量計算を中心とした業務を行ってきた。 この間、成果の品質が高く、納期も遵守している。 また、上記業務の同種、類似業務の実施経験が多数有 り、短期間での業務遂行に寄与し、成果の品質向上に視 することが期待できるため。

新規1: 再委託者の明確化、新規2: 建設分野の経歴、新規3: 選定理由

再委託率の上限値を設定

問題意識

特命随意契約はもちろんのこと、プロポや総合評価でも、登録された技術者が技術力を発揮することで高い評価がされたことにより受注しているものであり、再委託に大部分を頼るのは問題。

競争入札においても、簡易公募型が普及しており、誰が従事するかといった業務実施体制を評価したうえで指名されているため同様に再委託に大部分を頼るのは問題。

再委託率に一定の上限を設けることを検討

再委託率の実態(詳細設計の場合)

業務名(サンプル数)	平均再委託率
(1) 橋梁詳細設計 (15)	26%
(2) 道路詳細設計 (9)	18%
(3) 一般構造物詳細設計 (8)	15%
(4) 共同溝詳細設計 (4)	29%
(5) 山岳トンネル詳細設計 (5)	25%
(6) 護岸詳細設計 (11)	23%
(7) 樋門詳細設計 (7)	29.5%

(社)建設コンサルタンツ協会 調べ

・各業務の再委託率はいずれも30%を超えていない。
・概略設計、予備設計など、より高度な業務については、内容的に再委託ができなくなる傾向にあり、再委託率は小さくなる。

(論点1)
承諾の不要な軽微な部分が受注者に拡大解釈されないよう、契約書、共通仕様書及び特記仕様書の記載を見直すことで

「軽微な部分」の限定列挙

再委託について
厳格に確認

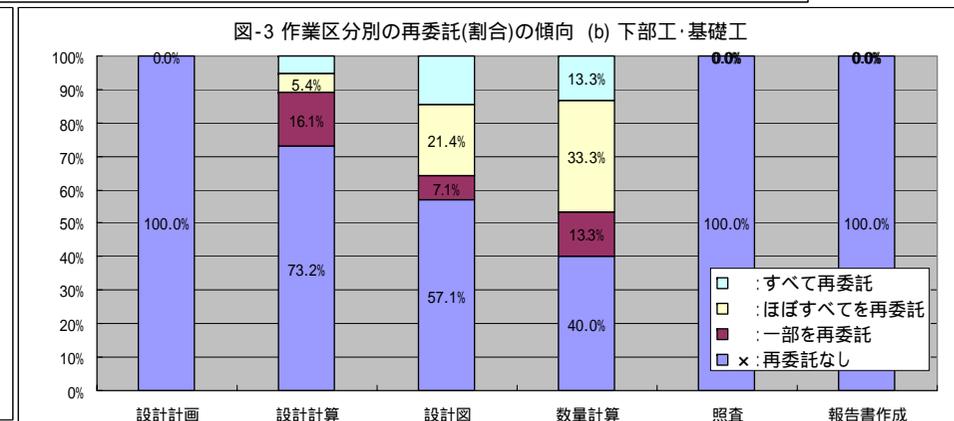
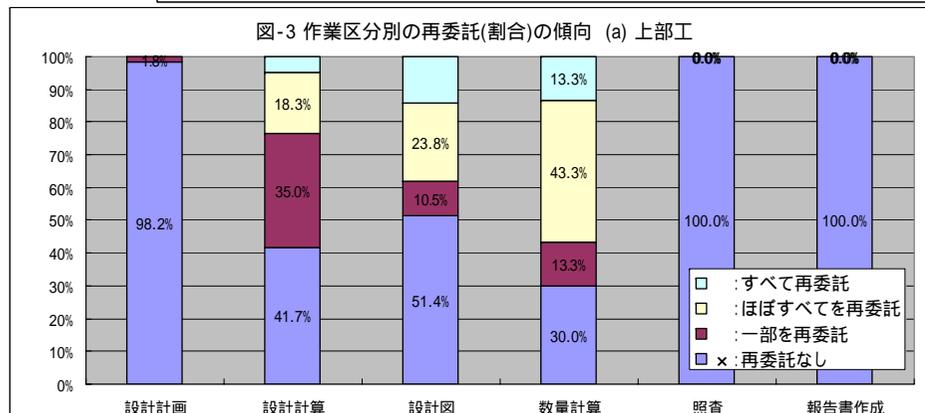
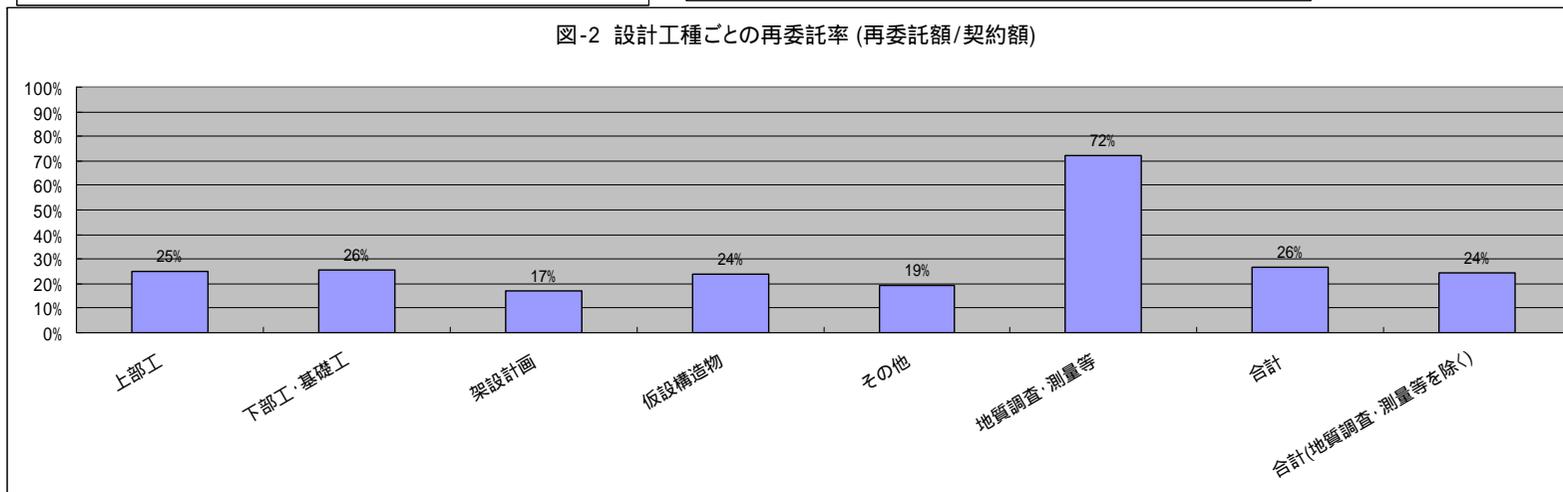
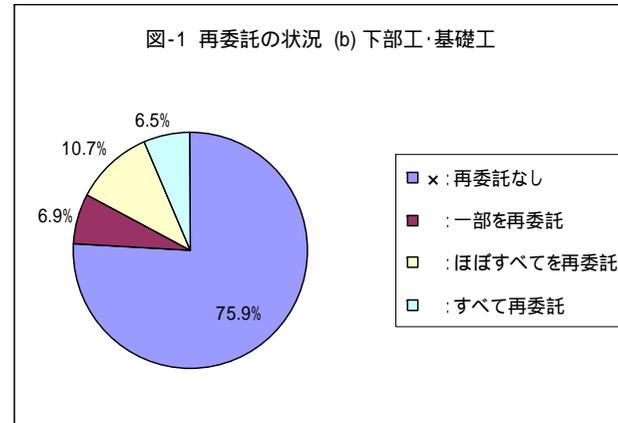
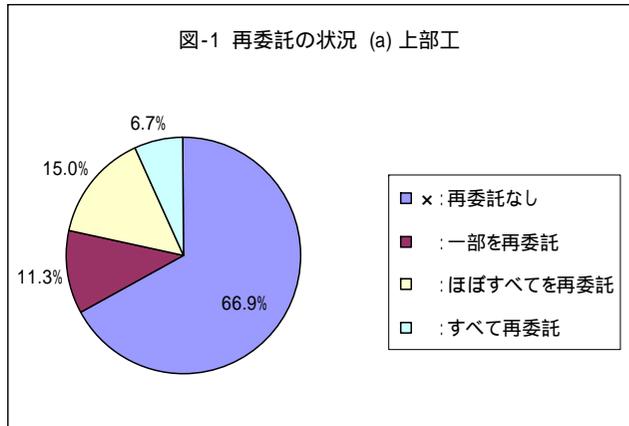
発注者の承諾が必要な部分(軽微な部分を除く)のボリュームについて上限値を設ける。

再委託は原則として

契約額の1/3以内

分離発注の推進、共同企業体による応募の推奨、その上で内容によっては本局と協議し1/3を超える委託も可能

参考 業種区分毎の「再委託」のボリューム調査 (橋梁詳細設計)



参考 業種区分毎の「再委託」のボリューム調査 (道路詳細設計)

図-1 再委託の状況 (a) 道路

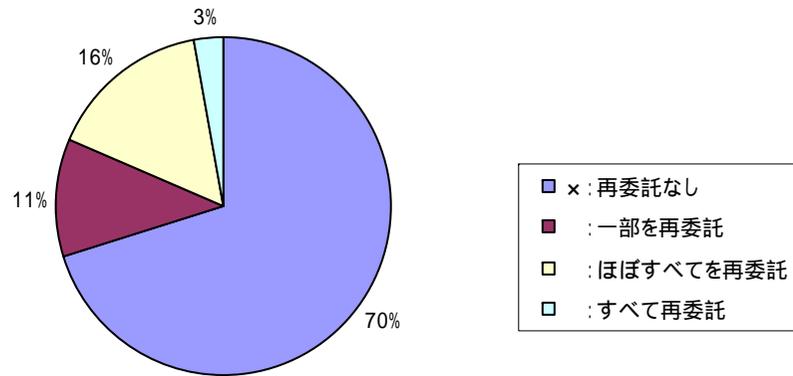


図-2 設計工種ごとの再委託率 (再委託額/契約額)

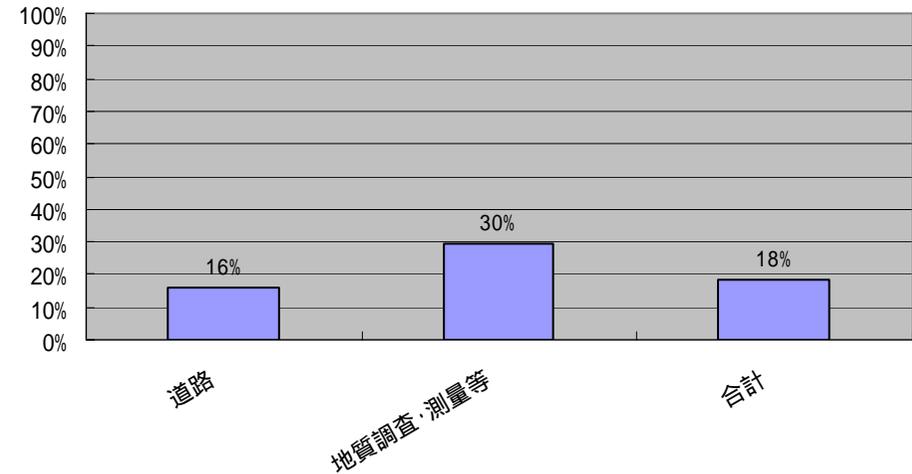
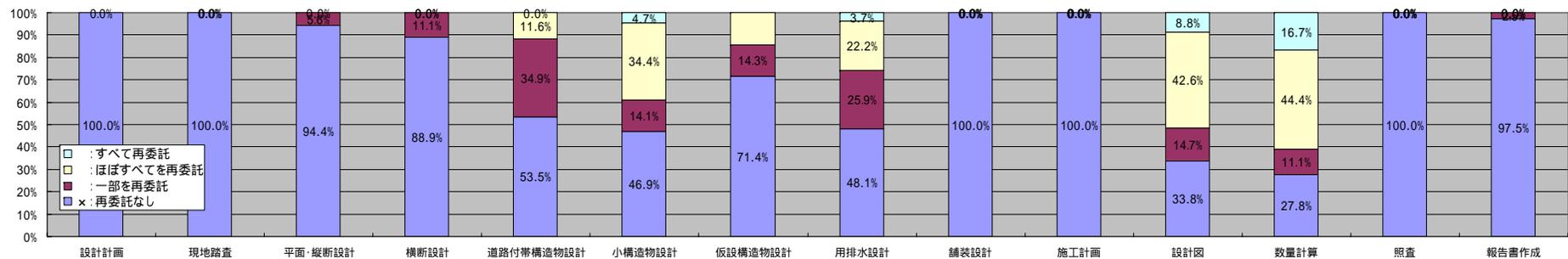


図-3 作業区分別の再委託(割合)の傾向



参考 業種区分毎の「再委託」のボリューム調査 (一般構造物詳細設計)

図-1 再委託の状況 (a) 一般構造物

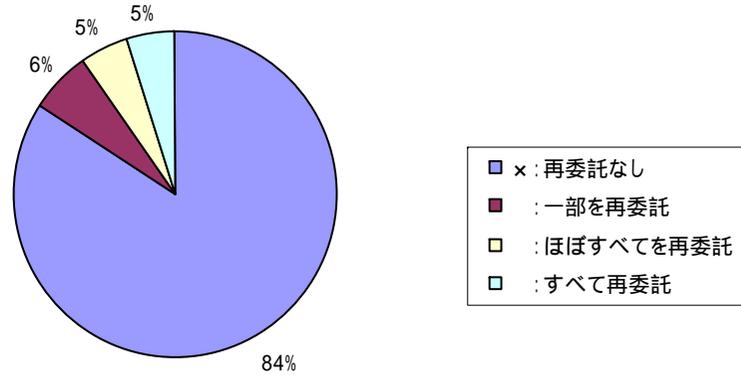


図-2 設計工種ごとの再委託率 (再委託額/契約額)

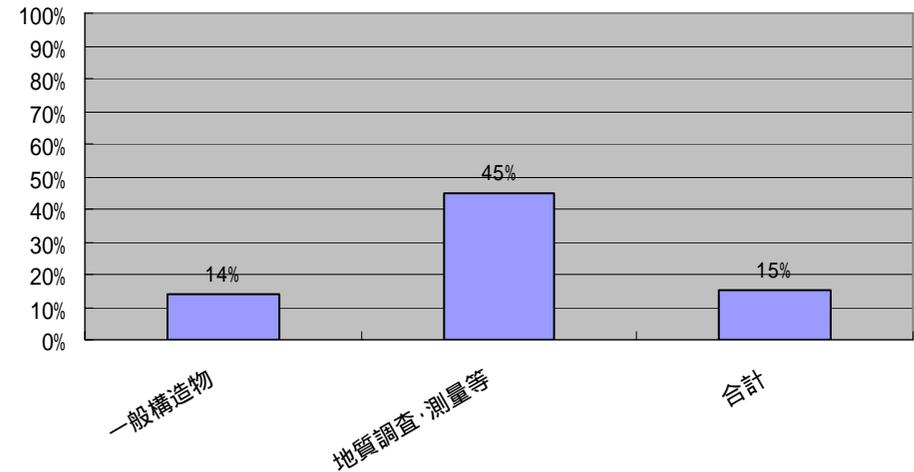


図-3 作業区分別の再委託(割合)の傾向



参考 業種区分毎の「再委託」のボリューム調査 (共同溝詳細設計)

図-1 再委託の状況 (a) 共同溝

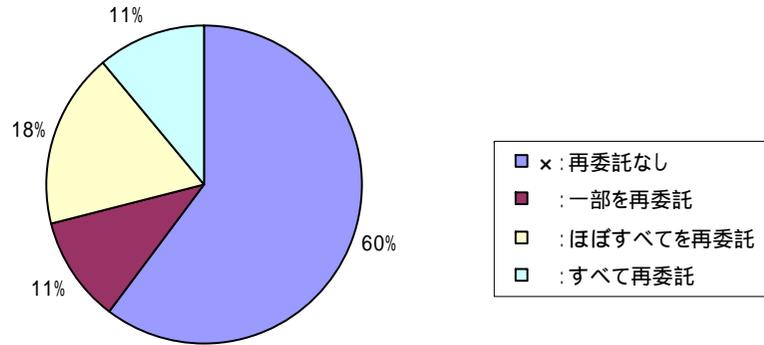


図-2 設計工種ごとの再委託率 (再委託額/契約額)

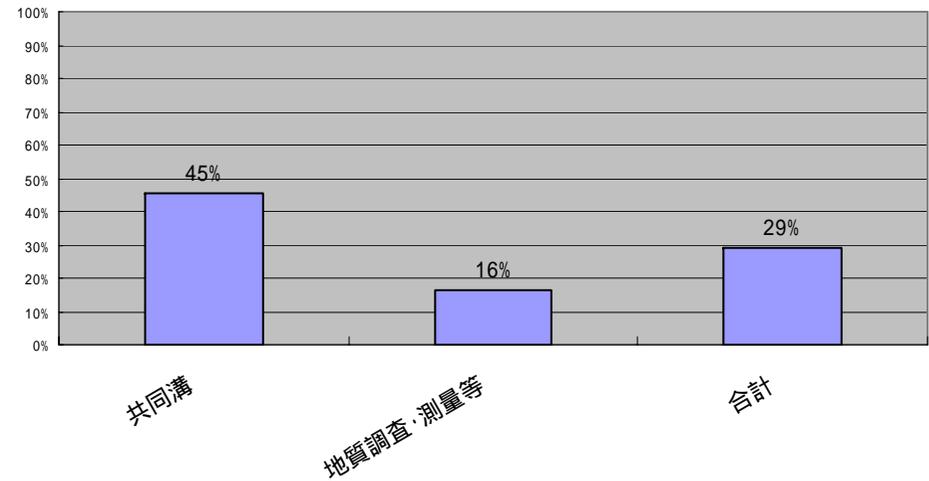
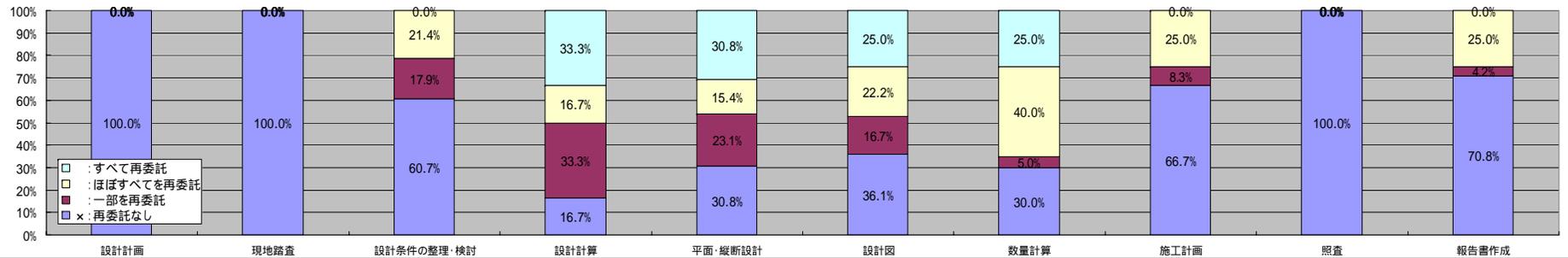


図-3 作業区分別の再委託(割合)の傾向



参考 業種区分毎の「再委託」のボリューム調査 (山岳トンネル詳細設計)

図-1 再委託の状況 (a)トンネル

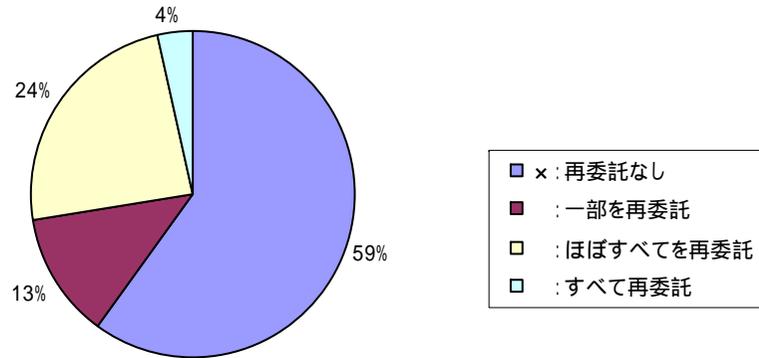


図-2 設計工種ごとの再委託率 (再委託額/契約額)

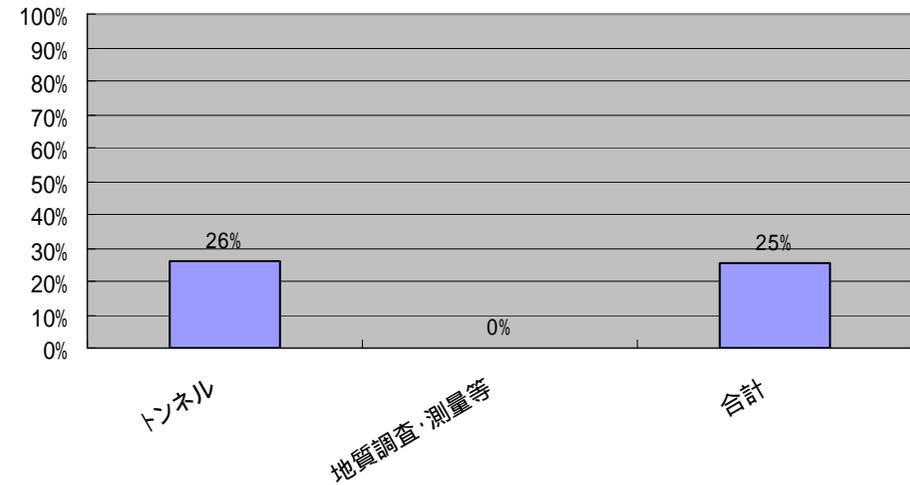
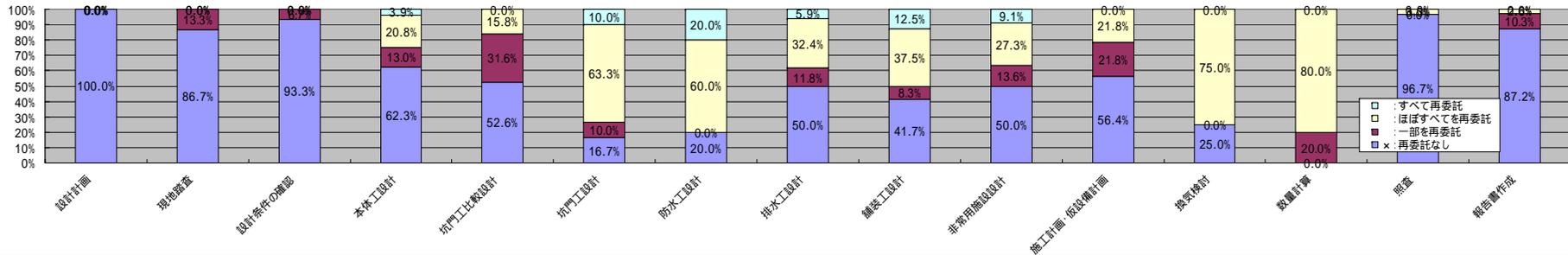


図-3 作業区分別の再委託(割合)の傾向



業種区分毎の「再委託」のボリューム調査 (護岸詳細設計)

図-1 再委託の状況 (a) 護岸

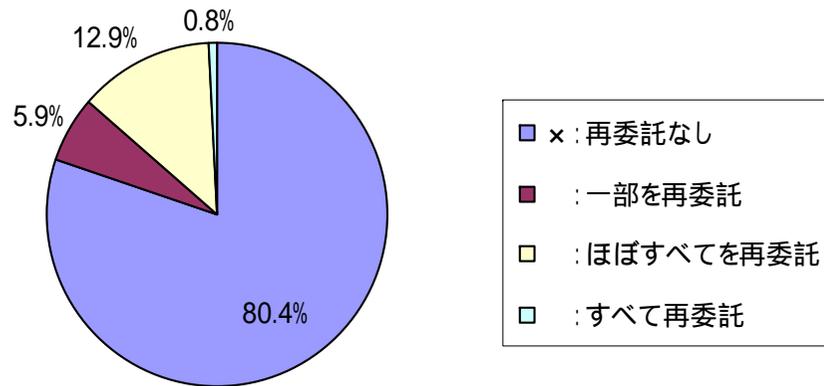


図-2 設計工種ごとの再委託率 (再委託額/契約額)

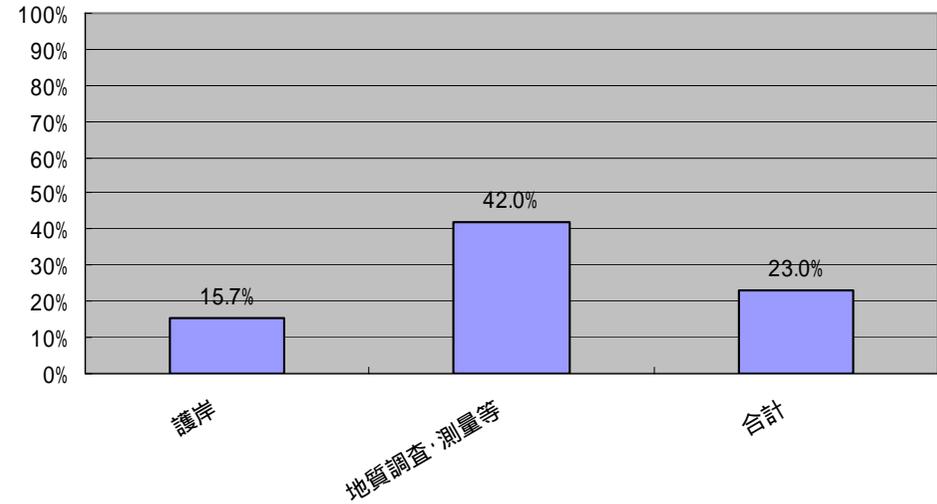
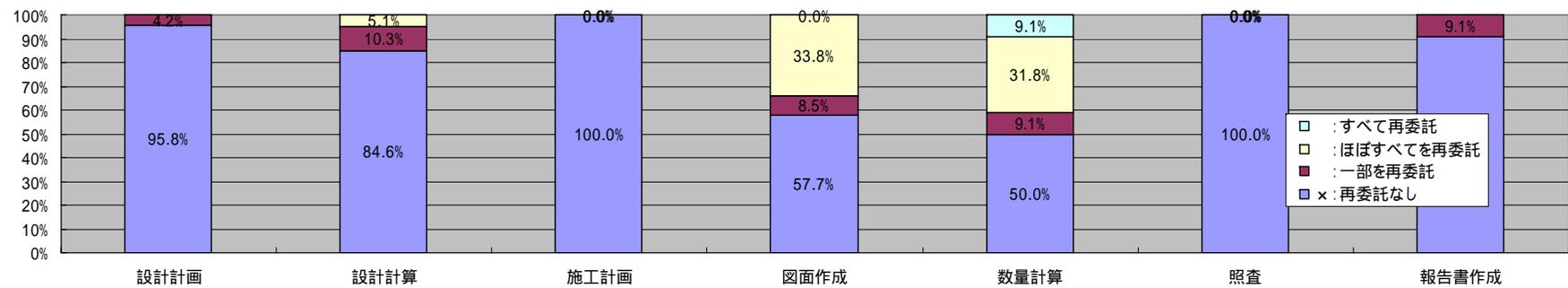


図-3 作業区分別の再委託の傾向



業種区分毎の「再委託」のボリューム調査 (樋門詳細設計)

図-1 再委託の状況 (a) 樋門

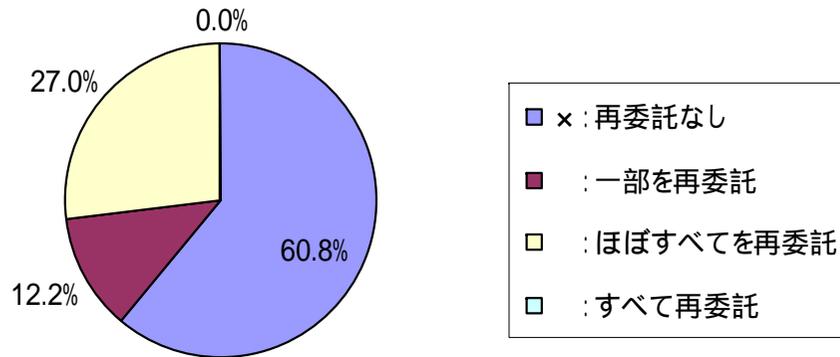


図-2 設計工種ごとの再委託率 (再委託額/契約額)

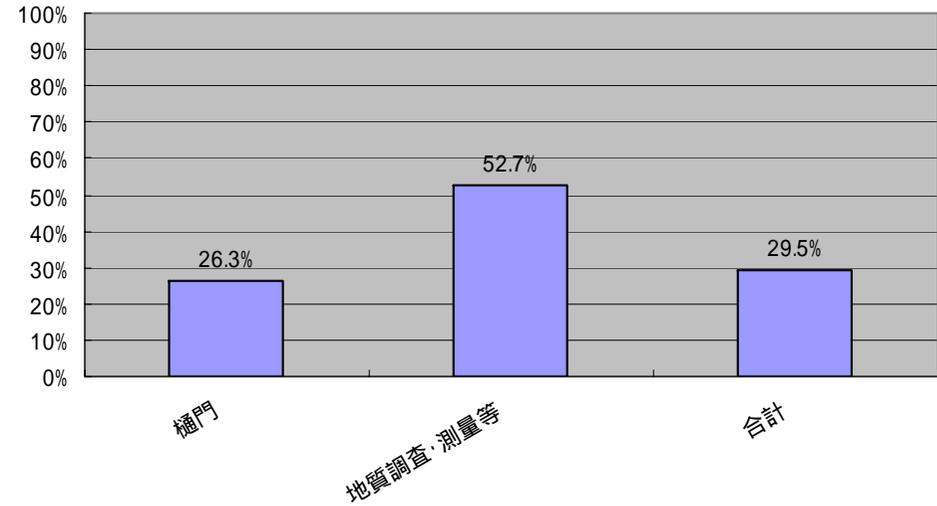


図-3 作業区分別の再委託の傾向

